平成２７年（フ）第６２号
山口市嘉川1038番地
債務者　光岡　一典
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
山口県防府市大字真尾577番地、前住所山口県防府市千日２丁目12番38号　ビブレ千日304号
債務者　武嶋　辰穂
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
山口県防府市大字台道1354番地の74　グレースコート105号
債務者　鶴田　哲幸
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
北海道苫小牧市元中野町３丁目３番22―303号
債務者　東　　宏樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７７号
北海道勇払郡厚真町表町14番地　表町団地１号棟106号
債務者　畑山　奈々（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７９号
北海道苫小牧市青雲町１丁目４番３号　ＭＹコーポ143　101
債務者　佐藤　紀行
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４７８号
宮城県黒川郡大衡村大衡字亀岡４番地11
債務者　早坂さゆり
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
仙台市宮城野区岩切字三所北119番地の５　ガーデンハウス101
債務者　及川　逸朗
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
茨城県水戸市千波町48番地の５　山本住宅
債務者　本田　　均
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７号
茨城県水戸市千波町48番地の５　山本住宅
債務者　本田　幸江
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９２号
茨城県常陸太田市小中町192番地
債務者　菊地　正樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０号
茨城県水戸市小吹町3006番地の２
債務者　中森　朱美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６０号
兵庫県姫路市広畑区清水町１丁目10番地１
債務者　土山　美紀（旧姓中安）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７３号
兵庫県加古川市東神吉町神吉300番地の６
債務者　片桐　稔和
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市網干区坂上349番地７
債務者　目黒　祐也
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１９号
兵庫県姫路市保城620番地１　市営保城住宅２棟2105号
債務者　隅田八重子（旧姓高畠）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６９号
広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地　安芸太田病院内、住民票上の住所広島市中区富士見町16番18―301号
債務者　清田　伸二
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部